

質問に対する回答について

1. 介護保険の第1号被保険者の保険料額の中で住民税非課税者が関連する、所得段階の第1段階から第6段階までの被保険者に関連する事項

①平成12年度、平成22年度、令和2年度における、第1号被保険者のうち住民税非課税者が関連する、所得段階第1段階～第6段階までの被保険者の人数及び割合について

②近隣の市町村との比較について

【回答】

別紙のとおり。

2. 生活困窮者予防に、介護保険認定時のチェックリストを活用し早期に成年後見人を斡旋する高齢者の独居世帯や高齢者夫婦のみの世帯の生活困窮を未然に防ぐ施策として、過去に困窮の状態に陥った人たちの情報を参考にして分析し、早期に成年後見人の斡旋を行うことについて

【回答】

高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯に限りませんが、認知症に関連した相談ケースがあれば、認知症初期集中支援チームにより、成年後見制度の活用も含め、初期の段階で安定的な支援に移行できるようにサポートしているところです。

ご提示のあった、認定結果等の情報を活用し統計的な傾向を分析して、生活困窮等、将来のお困りごとを予測し、成年後見等の支援を早期に行うという案は、ご意見として承ります。

3. 策定委員の公募による委員の応募基準と選定方法について

公募による委員の公募基準に合致しても不採用となったり、自分から応募しなくても市からの推薦で策定委員に採用される理由

【回答】

計画策定には、介護保険に関する専門的な知識を必要とすることから、策定委員は、実際に業務に携わっておられる専門家の方や関係者の方が中心となった構成としておりますが、一方で、一般市民のご意見をお聞きすることも必要であると考えており、公募の枠を（原則5人以内として）設け、策定委員会の中で具体的な提案をいただくことができる見識をお持ちの方を選考しております。

公募委員の選考にあたっては、福祉保健部長を長とし関係課長で構成する選考委員会を設置し、小論文などの資料をもとに選考しております。

4. 選考委員の在籍年数について

同一委員が、長期間委員に在籍し、特定の意見だけを発言されることは、多くの米子市民の民意とは違いが生じてくることが危惧されるのではないかと。

【回答】

再任の委員の皆さまは、これまで第8期計画を策定してきた経験から、どなたも高い見識をお

持ちの方であり、広い見地から、社会的妥当性のある発言をされる委員の方に委嘱しているものと考えております。

5. 公募による策定委員の1名減員の理由

令和3年度の公募委員の募集人数が、前期の策定委員の公募枠の人数から1名減となっている理由

【回答】

今期も、公募人数を4人程度とし、3人から5人を想定していたものであり、減員ということではございません。

選考委員会で審査を行った結果、3人の方の選任という結果となりました。

6. 一般的な高齢者や介護保険利用者の意見を反映させるための集会の開催について

①65歳以上の高齢者や介護保険要介護3以上の利用者を対象者として、不特定の方々に直接意見を聞く集会を開催することを協議する機会を検討できないか。

②上記集会の出席者は、一般市民を対象にして、無作為に抽出した人々に連絡をとり、出席を依頼する方式を検討してもらいたい。

【回答】

第9期計画策定に向けて、介護保険を現に利用している方のご意見を直接お聞きする機会を設けることは想定しております。開催の時期や方法については、新型コロナウイルス感染症の発生状況やワクチン接種の進捗状況を見据え、効果、コスト等を勘案しながらの検討となりますが、事務局案がまとまりましたら、委員の皆さまにお伺いしたいと考えております。

7. ヤングケアラーの現状把握と救済について

①ヤングケアラーの現状や人数を把握されているのか。

②こういう状況に置かれた、若者たちの負の連鎖をたちきる施策の実施、検討状況

【回答】

ヤングケアラーについては、こども相談課が所管となりますので、ご趣旨はこども相談課にお伝えします。